

議事概要

会議の名称	第2回 三田市障害者差別解消条例検討委員会
開催の日時	平成29年4月28日(金) 午後3時～
開催の場所	三田市役所3階302会議室A
出席した附属機関等の委員の名前	谷口委員長 福島副委員長 藤永委員 八十川委員 三木委員 山本委員 福田委員 藤田委員 親谷委員 北村委員 和田委員
出席した職員の職及び名前	高見健康福祉部長 中福祉推進室長 上島人権推進課長 榎本産業政策課長 中田障害福祉課長 宮城障害福祉課係長 上月障害福祉課係長 丸本障害福祉課主任
傍聴人の人数	7人
議題	論点2「条例に盛り込む内容」について
会議の概要	議事概要参考
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	第2回 三田市障害差別解消条例検討委員会 次第・名簿 資料1 論点整理表 論点2 条例に盛り込む内容 資料2 他の自治体における未然防止策
連絡先	健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課 電話 079-559-5075

第2回 委員会（議事概要）

1 開会

傍聴の確認・許可(7名)

2 確認事項

第1回会議記録の内容について（承認）

3 協議事項

論点2「条例に盛り込む内容」について

(1) 条例とは

事務局が資料1により説明

(2) 条例に盛り込むことが考えられる事項（主に未然防止策）

事務局が資料2により説明

本日欠席の堀内委員より意見書を紹介

（委員）事務局として障害者の定義をどのように考えていますか。障害者という意味を調べたところ、何らかの原因により日常生活又は社会生活に影響の出るような制限を受けている者となっている。対象者は障害者手帳を持っている人とするのか、それとも障害があると自身で思う人とするのか。

（事務局）障害者の対象を手帳所持者には限らない。社会生活において不便を感じておられるような方も含むことと考えています。

（委員長）障害者差別解消法及び障害者基本法においても手帳の有無などに限定していないが、障害者であると誤解されている人、障害者ではなくなった人、今は障害者という枠には入らないが将来的に障害者になる人、障害者の家族は対象としていない。これらは障害者差別解消条例で救済するというより、人権の問題であるので、他の条例をもって、広く対象者を定めていくものと整理していただければと思います。

（委員）資料2に掲載されている内容はすべて必要な要素、事柄であると思う。鹿児島県は表彰で啓発活動をしている。取り入れるものは取り入れて、モデルケースとして資料2があるので、三田市らしいものは何かを検討したらいいのではないかと。

当日参考資料 P10 に障害者の声としてタクシー券利用についてなどの苦情や問題事象があったときの行政の具体的な対応を教えてください。

（事務局）どこのタクシー会社かわかるようであれば、意見があった旨を伝え改善を求めている。また、利用者にもサービス利用方法についてなど周知徹底に努めている。

（委員）障害者1人での利用で介助者がいない場合、「介助タクシーにしてほしい」と言われた。とあるが、そのような場合行政から、タクシー会社に指導してもらうということは難しいのか。

(事務局) 言葉の受け取り方も個人により異なるので、全ての人に同じ言葉使いやサービ
スがいいというものでもない。統一的な指導はできず難しい。

(委員) この検討委員会は、国や法律により作れとされているのか。

(委員長) 国は委員会を作れとも作るなとも言われていない。

(委員) 会の名称が気になっていた。障害者差別解消という言葉からすでに差別を感じた。
誰かしら何らかの障害がある。区別されているように感じる。この時点で決めつけがある
ように感じたが、みなさんの意見はどうでしょうか。

(委員) そもそも差別は障害者にだけあるものではないので、疑問を感じる。人権・人種
差別、障害者が障害者を差別することもある。私は障害は個性だと思っている。しかし世
間に出れば障害者だとされる。障害者だけ差別してはいけないのかではなく、人はみんな
差別してはいけないという条例にしてほしいと思っている。

(委員長) 国がなぜ障害者に特化した法律を制定しているのか。障害者だけではなく、高
齢者になぜないのかという議論は、将来的に出てくる意見だと思う。人が人を差別するこ
とはいけないことであり、同和問題や人種差別などさまざまな差別が存在している。その
ような差別すべてを解消するような幅広い人を対象とした条例を制定することも考えられ
るが、三田市としてまず、障害者を中心とした条例を制定し、これを一つのパートとして、
将来的には三田市民の差別解消条例のような理想的な条例を制定していくことの道筋を立
てたと理解している。理想的な条例から制定し、その後個別条例を制定していくの
か、手法の違いと考える。

(委員) 自身も加齢とともに膝や目などに不自由が出てくる。これも一つの個性だと思う。
ごみ袋を持ってもらったらありがとうと言い周りに助けてもらってる。これまで長く民生
委員をしてきて、障害者にも寄り添い過ぎしてきた。しかし、アンケート結果には民生委
員に障害者として報告することは、個人情報に関することなのでやめてほしいと出ていた。
民生委員も資質を研鑽しているので、健常者も含め、もう少し民生委員に心を開いて頼っ
てほしいと思いました。

(委員) 全ての差別を解消すべき条例が必要ではあるが、すべてをカバーすると取り締ま
る対象が広くなりすぎてぼやけてしまう。差別という定義においても、その後の措置等
においても、特に障害がある人とそうでない人とでは場合が異なってくる。そこで、法律が
できて、すぐに取り掛かれる差別ということで、各地で条例化が進んでいる。名称におい
ても同様に、広く「差別解消」というような名称だと一見して誰を対象にした条例や委員
会なのか分からなくなってしまう。宝塚市でも同じ議論があったが、何の条例かがわから
なくなるので、あえて「障害」と明示した。障壁は社会にあって、障害者個人にあるもの
ではないという考え方から、私は障害という言葉でもよいのかなと思った。

(委員) 50年間障害者として生きてきて、法ができたとき多少違和感があった。民間企業
が法律に書いてある通りしようとするにつぶれてしまうのではと思ったし、障害者が政治
的に利用されていると思いました。でも、ほとんどの人が亡くなる前は手帳の所持の有無

にかかわらず障害状態であるし、現実に 90 歳過ぎてから手帳発行している事実がある。障害者に優しいまちは、高齢者にもそれ以外の人にもやさしいまちになるのでは。手帳所持者のためだけでなく、やさしい本当の意味での福祉のまち三田になってほしい。このころのある条例にしてほしい。名称にこだわりはない。

(委員長) では、本日は条例に盛り込む内容を検討するという事で、資料も一つのたたき台としつつ、意見をいただきたい。

(委員) 第一に啓発だと思う。障害や病気のことをいかに理解するか、当事者がどれだけ困っているのかを理解してもらうか、そこで人間としての良心が働くことが根本だと思う。前回の太陽と北風の話で、禁止という網だけでは解決しないという話があったが、差別解消という言葉には禁止というイメージが含まれているので委員会名称にこだわった。かつての同和教育ではこういう人たちへの差別を禁止するという教育を、変な風に受け止めたことにより、逆に差別をしてしまうということがあった。人が人を助けるということが当たり前になる啓発をする方法は難しい。幼稚園くらいの年齢の子は、困っている子がいたら「どうしたの?」と聞くことが自然にできる。ところが、その子たちが中学生くらいの年齢になると困っている人をいじめたりする。差別をしてはいけないという教育が差別につながることもある。困っている人たちのことを正確に伝えるような啓発が大事。大人の方の考え方を变えることは難しいが、良い行動をする子どもに大人が教えられるということがある。また、子どもは数十年後に大人になるので、子どもたちを上手に啓発することが、将来いい大人が増えていい社会になってるのではないかな。条例に直接盛り込む内容ではないが、ぜひ考えてほしい。

(委員長) 同和教育を知ったがゆえに差別をすることがあるということもあったが、それでも何十年もかけて教育を続けることで、かつての多数派が少数派になっていく、20 年かけて禁止ではなく根元をなくすための啓発を盛り込む、いいことだと思います。

(委員) 新潟市の社会参加の支援というところがあったが、地域でふれあいサロンを立ち上げて 10 年が過ぎた。集まる人が介護保険のお世話にならないように、介護予防のサロンを月 1 回催している。集まりの中でする様々な意見交換の中で、メンバーがお互い教え合ったり支え合ったりする。このような継続した取り組みがまちづくりの元となり、差別を解消していく方法だと思う。

(委員長) 単発のイベントを行うより、機会があるごとに様々な取り組みの中で相互理解をすすめていくということが大切ということですね。

(委員) 昭和 20 年に法律ができ、身体障害者という言葉がでてきてから、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病の方など法律が整備される度に「障害者」の対象が広がってきている。外から見てもわからない障害者もいる。理解が深まる啓蒙啓発が大切である。

自分の地域では、中学校生徒会からの取り組みで、あいさつ運動が広まっている。知らない人について行ったらいけないと指導しているところが多く聞く中で、中学生が自ら進んであいさつをしようという意見がでたことをうれしく思った。障害者も同じように自ら

進んで理解してもらおうという姿勢が大切だと思う。

自分自身もボランティアの経験や講演会を通して、他の障害の人のことを初めて理解しこんなことができるのかと驚いた。社会参加や社会貢献をしている障害者も沢山いる。「障害者」＝「何もできない人」ではなく、様々な人がいるということをお互い知り、社会参加の場を妨げず、広げていくこと、そういった啓発活動が大事。また、お互い知りあうためにはコミュニケーションが重要だが、聴覚障害者のようにコミュニケーションがとりにくい人もいる。コミュニケーションが安易に取れないのは誤解やトラブルのもとになったりする。コミュニケーションを取りやすくする工夫や取り組みを進めていくことも大切だ。

(委員) 法律や条例があることを知ってもらわなければ何もならない。市民が知る機会が必要で、啓発活動が大切だと思う。知的障害者は自分から自分のことを知ってもらうことや伝えることが難しい。その分、親が周囲の人の理解を進めていく取り組みを進めている。学校教育でも車いす体験やアイマスク体験といったものがあるが、体験学習として知的障害者の疑似体験もある。県下でも行政や警察などに知的障害者の疑似体験学習を実施した。とてもわかりやすいと好評で、三田市でも学習ができないかと思っているところ。

また、障害者差別解消法では合理的配慮を提供することがうたわれているが、合理的配慮に関する情報を必要とする民間企業に対する支援が出来たらと思っている。障害のことを最初から分かっている者はなかなかいない。合理的配慮は特別扱いをすることではなく、みんなと同じ目線にあげていく作業だと思う。それができるよう例えば合理的配慮サポーターなどを支援する取り組みができたらと思っている。

(委員) アンケートではいろいろな意見が出ているが、チラシなどを使って、良い事例、悪い事例ともに整理して差別の実態を市民に知ってもらうことが大切。

(委員) 小さい子どもは差別をしない。小学校 1 年生下校時の見守りをしているが、特別支援学級の子は自ら障害を話し、周りにはそれを自然に支援している。それが中学高校ではなぜいじめになるのか。優しい心を持ち続ける一貫した教育が大事。また小学 4 年生では認知症の学習をしたが、小学生が、自宅がわからなくなった認知症の人を助けた話を聞いた。地域で特別な支援を求めるのではなく、日常生活の中でいろいろな人がいるというつながりをつくり、支えあえる地域が理想。

(委員長) 理想をまず描き、どうやってたどり着くかを考えることが大事。共生社会をつくるための議論を深められたらよい。

(委員) 啓発方法では体験を中心に啓発をしてほしい。中学生ぐらいになると知識があるので、啓発方法を誤ると逆に差別につながってしまう。体験学習を中心とした正確な情報で啓発を実施し、人を自然に助けるという行動がとれるような自発心を養っていければ。

(委員長) 条例又は条例の細則にでも体験学習を中心に取り組む旨を取り入れていただきたい。

(副委員長) 啓発が大事である。どこの自治体も条例に啓発項目を盛り込んでいる。三田市らしさを出すためにも、普及啓発の条文に具体例として体験型の普及活動を行うとか、

具体的な普及啓発の内容を検討する会を設置するといったことを明記する。そういう形にすると他市との違いが出てくる。さらに普及啓発活動に力を入れている条例なんだなと伝わると思う。

法律では差別があった事後対応策が十分ではない。条例で公表を盛り込んだりしている自治体もあるが、合理的配慮を行う事業者、普及啓発する事業者を評価する仕組みを作ることのひとつではないか。行政のできることに限界があるので、事業者のモチベーションが上がる仕組みをつくる。例えば、HPや広報誌などを利用し、努力していることをみんなにわかってもらえるような仕組みをつくれればよいのではないか。

(委員長) 本日は事務局に教育委員会関係は在席していませんが、アンケートを見て感じたことで、18歳未満の4人に3人が差別を受けたことがあるとなっている。ひどい数値である。まずは条例に盛り込むこととして、改善に向けた行動計画を作ってほしい。少なくとも3年後には、同じアンケート内容で73%が30%又は40%くらいに半減するように目標値を立てる。目標に向かって何をすべきかを本気で学校は考える。学校で出来ないなら福祉部局が助ける。40%にしていくための具体的な行動計画を作る。具体的な数値目標がなければ、たった1回の啓発でも啓発したことになる。具体目標がないのでは意味がない。一番大事なのは小学校中学校高校でどんな価値観が植えつけられるかである。この委員会での意見を教育委員会に伝えていただけたらと思う。そうでもしなければ50年後でも嫌な思いをする人は減らないだろう。

(委員) 啓発が第一だと思う。だれも差別がいけないことはわかっている。法も施行されているところだが、事業者も明確には理解できているものではないと思う。障害のあるなし、それぞれの立場から必要なものを網羅していく教育・研修ができるシステムづくりが必要ではないか。鹿児島県の表彰制度のように、法定雇用を超えるような採用している事業所や取り組みの成功例をHPなど利用して広めていくことが必要ではないか。すべての市民が暮らしやすい市を作っていくことが必要。啓発活動や研修教育等を重点的に検討しながら施策に盛り込んでいくべきではないかと思います。

(委員長) 啓発、表彰いろいろな意見が出ています。こういったところを三田市らしさとして盛り込んでいただければと思います。

(委員) 老人会の総会で出たことだが、三田市には市バスがない。民間バスも本庄広野国道沿いで1日1回しかバスが通っていない。ニュータウンでは市民病院に行く循環バスは多く走っているのだが。タクシー券の助成があるがもったいないという意見がある。知り合い同士で誘い合わせて車に乗っていくことで調整したりするが、毎回となれば事故があった場合の補償等をどうするかなどの課題も出てくる。そこで私たちは、万が一のときは保険で対応できる範囲内の補償で、それ以上は求めないと申し合わせをしている。これによりイベントに参加するという目的が達成されている。差別と関連するかわからないが、課題を解決できるアイデアを集約・周知できるシステムあればよいと思う。

(委員長) 国土交通省においても乗合に関する法整理を検討されている。その中で高齢者

や障害者が排除されないためにはどのようにすればいいのか、十分検討されなければならない。

では、委員会で出た内容を事務局には、条例に盛り込むか細則に盛り込むか、具体の整理をお願いしたい。また、委員会開催時以外であっても意見があれば、随時事務局に申し出してください。

4 その他

スケジュールについて事務局より説明

次回 6月2日（金）15時から 南分館 6階 601 会議室 A